

会報

(発行所) 社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
★ 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森和夫
(編集) 編集委員 田秀雄
(編集責任者) 広報委員 高橋 浩二
(印刷所) 印刷委員 中央印刷(株)

URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

平成25年度税制改正に関する提言



旧手賀教会堂
(柏市)

聖書
(機密の晩餐)

第29回法人会全国大会(北海道)

会員数/千葉県39,516社 (社)柏法人会4,232社 (平成24年10月末日)

■表紙解説
旧手賀教会堂

旧手賀教会堂(柏市手賀)は、一八八八年、日本ハリストス正教会手賀正教会の教会堂として民家を改造、増築した柏市所有の建造物です。明治6年、宗教の自由が交付されたとともに、ゴライ大司教により日本ハリストス正教会の布教活動が始まりました。千葉県には明治8年法典(船橋市、阿保大森、船橋(旧西市)、佐佐(我孫子市)にそれぞれ教会が設置された。大森教会での布教を知った手賀、布教地区の人々により明治16年に教会堂が設置され、首都圏近郊では現存する最古の教会堂とされています。内部には、その影響が窺われていますが、通常は拝観できません。

開館は毎週土、日の午前9時～午後3時、年末年始は12月第4日曜まで、年始は1月第2土曜日から公開。

問い合わせ先

柏市教育委員会文化課 文化財担当
電話 〇四七九-一七四四

写真提供

「教会堂」柏市教育委員会
「聖書」鹿島卯玄氏
鹿島出版会

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

3 オーナー経営者が判断能力を失ってしまった場合の対策

経営者が認知症等により判断能力を失ってしまったときは、会社が意思決定をできなくなり機能不全となってしまうおそれがあります。

その場合、速やかに後見開始審判申立を裁判所に行うことにより成年後見人を選任して、後継者に株式を譲渡したりしましょう。また、当面の事業継続のために裁判所に対して職務代行者の選任を求める手続きをしましょう。

4 オーナー経営者が死亡してしまった場合の対策

オーナー経営者の生前に、後継者に株式等を一括して承継させる内容の遺言を作成し、遺言執行者も指定しておくことが何より重要です。

そして、遺言は形式不備による無効、偽造・紛失等の危険性がある自筆による遺言よりも公正証書による遺言を作成して相続紛争を防止しましょう。

また、各相続人には遺言によっても侵害できない一定割合の相続分（遺留分）があります。そのため、遺言ですべての株式・工場等を特定の後継者に承継させる旨だけ記載した場合、相続時に他の相続人の遺留分侵害の問題が生じる可能性があります。

また、遺言では扶養されていた相続人への配慮や遺言記載の財産に漏れがあった場合など作成時に配慮すべき事項もありますので、作成する際は専門家に相談しましょう。

5 まとめ

現在、高齢化社会の進行に伴い、企業においてもいかに後継者へ事業を円滑に承継できるかどうかは今後ますます大事になってきます。何かあってからでは遅い場合もあるので、できるだけ先延ばしはせず、事前に対策を行うことが大切です。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法学会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法学会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4階
 TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)
 事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎